

■議案第97号 平成25年度 携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結について

【要旨】

平成25年度携帯基地局整備事業により携帯電話不感地区を改善するにあたり、「株式会社 N T T ドコモ」から同社専用の「無線通信設備品一式」2局分（別紙1）を購入するもので、本事業に伴う売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものです。

【随意契約業者選定理由】

携帯基地局整備事業は、四万十町が携帯電話不感地区へ携帯基地局の整備を行うものですが、携帯電話サービスは電気通信事業者により行われるものであり、携帯基地局と各携帯電話の無線通信には、携帯基地局に各電気通信事業者専用の「無線通信設備品」が必要となります。

今回の売買契約は、本年度において整備を行う2局の携帯基地局へ携帯電話サービスを行う「株式会社 N T T ドコモ」から、同社専用の「携帯基地局無線通信設備品一式」を購入するもので、購入した物品については、無線機器設置業者へ発注し、携帯サービスが提供できるようにする予定です。

なお、本契約は、無線装置及びこれに付随する設備品（アンテナ・配線・局舎）（別紙2）を一体で購入します。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	平成25年度 携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約
納 入 場 所	四万十町中神ノ川・大井川 （2カ所）
契 約 金 額	10,475,850円（内消費税498,850円）
契約の相手方	香川県高松市サンポート2番1号 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員四国支社長 須藤 章二
期 間	議決日の翌日から平成26年2月28日
購 入 物 品	携帯基地局無線通信設備品一式 2局分